

## 第5回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会 会議録

会議名	第5回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会
開催日時	令和5年3月24日（水）午後0時55分～午後2時14分
開催場所	浜田市立中央図書館 2階 多目的ホール
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 パブリックコメントへの対応（案）について
公開・非公開	公開（録画配信） 視聴用アドレス <a href="https://youtu.be/DyXFtyFb09c">https://youtu.be/DyXFtyFb09c</a>

### 【出席者】

#### ■委員

大地本委員長、西田副委員長、長谷川委員、佐々木委員、馬場委員、村井委員、坂東委員、田畑委員、邊委員、森脇委員

#### ■事務局（人権同和教育啓発センター）

濱見所長、近重係長、滝本指導主事

### 【議題】

- 1 パブリックコメントへの対応（案）について

---

○事務局 第5回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会を始める。今回で検討は最後になる。本日の会議の欠席委員は、5名である。この後の進行は委員長に願います。

○委員長 本日の会議は、議題が1件である。パブリックコメントを2月1日から3月2日に行い、提出された意見について皆さんと対応を協議する。議題1 パブリックコメントへの対応（案）について。事務局から受けたパブリックコメントの取扱について説明後、対応案を検討する。

○事務局 （資料をもとに説明）

○委員長 No1から確認する。前文について。

○委員 3つの法律の通称名を確認したい。

○事務局 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の通称が「障害者差別解消法」、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の通称が「ヘイトスピーチ解消法」、部落差別の解消の推進に関する法律の通称が「部落差別解消法」である。

○委員長 No1の前文は変更なしとする。No2については「近世以降」の部分は削除。2つ目、

議会の提言も踏まえて変更なしとの案であったがいかがか。

○委員 これまで重ねた特質という部分の説明がないと、この質問をした人にはわからない気がする。

○事務局 質問者からの意見に特質という言葉が使われているので、特質という言葉を使って回答を考えた。簡単に言うと歴史があることである。なるべくこの言葉を使って返すということを使っている。

○委員長 よろしいか。

(よいとの声あり)

○委員長 No3、こちらも変更なしの案である。

○事務局 補足する。これは前文の「しかしながら依然として」というところである。例を挙げている。様々な人権侵害が存在している。例えば、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向・性自認への誤った認識、新型コロナウイルス感染症の3つを例示した。ここに子どもの権利のことを入れて欲しいというご要望である。先の3つをなぜ挙げたかという、令和2年実施の市民意識調査で特に関心が伸びた分野である。他にも障がい者、女性、当然子どももあったが、特にこの3つの伸びが大きかったためである。その他を入れると結局全分野を掲載することになる。そもそも私達がこの条例をつくるきっかけとしてもこの3つがある。したがって、ここで他のことを入れないこととしたい。

○委員長 No4 の基本理念の変更はなし。この後の条文で触れているため説明がされた。よろしいか。

(よいとの声あり)

○委員長 続いてNo5の第4条について。質問のように提出されたため、回答する形で案が出ている。これに関していかがか。

(意見なしとの声あり)

○委員長 意見なしのため次に進む。No6は9条から12条についての意見である

○副委員長 言葉を確認する。アウトカムとは。

○事務局 アウトカムとは、結果に対する効果のことである。

○事務局 質問で使われた言葉のため、言い換えず同様の言葉で回答した。

○委員 パブリックコメント提出者へ個別に回答しないとのことである。ホームページで公

表するのか。

- 事務局 おっしゃるとおりである。提出者へ個別回答ではなく、ホームページに公表する。公に結果はこうであると。ただし、ホームページに掲載したことはお伝えできればと考えている。言葉がわかりにくいとのご指摘がされたので補足して表現することとしたい。
- 委員長 内容が変わらないように、注釈かもしくは言葉を変えることとして事務局一任とする。
- 委員長 No7 子どもの権利について。
- 委員 提出された方は、多分子どもの権利について何回も何回もご意見されておりとても必要なことであると思う。案のとおり条例に盛り込むのではなく別途行うということによいかと。
- 事務局 今回検討している条例は人権全般を包括したものである。個別課題に対する条例を作ることを妨げない。例えば既に市で制定された条例には「浜田市障がいのある人も共に生きることができるまちづくり条例」や「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例」がある。当センターが人権全般の担当で人権全般の条例を作る。個別のことについては担当課に確認を取っている。後半の回答は、担当課に内容を確認したうえで作成している。したがって当センターとしては、取り組むべきとの考えは持っており、担当課が時期を研究していると回答としている。
- 委員 さきほどのアウトプット・アウトカムの部分であるが、結果や効果は数値で検証すると決めているのか。今後どんなアンケートをとって数字の推移を見るのか。
- 事務局 この質問のとおり、昨年度の計画策定時の検討会でも評価・検証の意見が出された。市としても行う必要があると思ひ、条文に「計画を作り評価すること」を規定しているが、このような意見が出された。それだけ必要なことだと改めて思っている。令和3年度に策定した計画には数値目標を設定していない。啓発、教育することは出ているが、何回開催すると成功か、何%増えたら成功かという指標がない。策定した計画では、実施の有無しか評価の指標がないと思っている。でもそれだけではわかりにくいので、例えば指標が示せるようなものは設定しようかと思う。ただ現計画はもう動き出しているので、そこに別途何かを設けることを考える。
- 副委員長 検証は必要である。どういう手法で検証するのが一つ課題であるかと思う。もう一つ、現状把握のための意識調査での調査項目を実施するたびに変えると推移がわからない。最初に作る時に熟慮して項目を定め、何年間か継続して調査をする。それに基づいて認識がどう変わったのかがわかる資料を作成し、この条例に定める委員会で検証するとよいと思う。
- 事務局 今、アンケートの話が出た。実際には計画を作る前年度に市民意識調査を行っている。5年に1回程度この意識調査を行う。島根県や5年前の浜田市と比べて皆さんと計画を策定した経緯がある。調査頻度を増やすということは制定により設置される委員

会で検討することと考えている。必要であれば、予算として郵送代をはじめとしていると必要となるので検討したい。

○委員長 その辺りは今後の委員会でも議論が続くということで。今回の対応案に載せるか否かでいうと、案で出ている記載のとおり予定はない。ご意見として伺ったということで収める。その他いかがか。

(なしとの声あり。)

○委員長 では次に進む。No7、9条から12条について。

○副委員長 この条例に基づく委員会の開催は、例えば2年に1回なのか。

○事務局 毎年開く予定である。計画に対する市の取組を報告する場として年1回は開催しようかと。それか個別に何か対応が必要なことが生じ、市がこの委員会で相談をすることがあれば、別途開催することがあると思うので、年1回以上は開くと考えている。

○委員長 ほかにご質問は。

(なしとの声あり。)

○委員長 No8の9条から12条に関してのご意見に関していかがか。

○事務局 先ほどと同様で、より具体的な推進計画と評価の仕組みが欲しいということである。改めて、評価、検証の機能、仕組みを考えたい。

○委員 策定した計画の進捗を市長へ報告することはあったのか。

○事務局 これまで、基本計画に対しての評価・検証をする場がなかった。そのため、市長に取り組んでいることを報告する場はなかった。このような委員会で話し合う場もなかったので「これまでありませんでした」と記載している。今後、条例が制定されたら委員会を開催して、市長が諮問して返すという仕組みをもとに行う。

○委員長 No8について。計画について先ほどから話題に出ている。元となる条例が今後制定されるとする。この条例を受けて、昨年度策定した基本計画に対して条例を反映して、こう直した方が良いのでは、という意見が委員会で出された場合は、それを反映して計画が変わるのか。提出された意見と関係ないかもしれないが。

○事務局 おっしゃるとおり、第4次の計画は定めている。内容が変われば第5次版に改定にしてしまうのも一つの手法である。他には第4次の○版のような改定版とすることも委員会から意見をいただいた上で、変更するというのは可能だと思う。

○委員長 そこの連動がとても大事と思った。対応いただけるということで安心した。その他No8についてのご意見があるか。

(なしとの声あり。)

○委員長 No9 は、9 条から 12 条に関して。子どもの権利に関してのご意見が半分を占めている印象である。実際に子ども・子育て支援についてこれだけ意見が出ていることをお伝えする機会はあるのか。すごく熱意を感じるのだが。

○事務局 浜田市議会の議員で組織される議員連盟が発足したことを記載している。それも含めて庁内では、人権同和教育啓発センター、子ども・子育て支援課、学校関係なので教育部の関係課が集まる会議が開催されて情報共有はできている。今回提出されたパブリックコメントも担当課には情報提供しており、回答は担当課にも確認している。

○委員長 No9 に関してよろしいか。

(よいとの声あり)

○委員長 No10 は、11 条に関するご意見である。

○事務局 補足する。条文の記載はアバウトな表現をすることがある。具体的に書くと、条文を変更するときに議会に諮る必要がある。そのため、条例に構成員のメンバーを明記すると、1 人でも変更が生じたら議会に諮ることになる。変更までに半年程度かかる。条例に定めないことは規則で定める。規則の変更は、議会に諮らないので時間を要さない。当事者を入れるとの意見があるが、どの人権課題の当事者かであるのか。当事者に 2 年間委員に就任していただき、任期終了後に退任されたときに、後任の方を探せるのか。その他アウトティングのこともあり、助言はするが表に出たくないことが想定される。当事者の意見を聞く場は必要だが、実際には難しいと思っている。今、皆様方の所属団体では、事例を把握していると思うので意見をいただきたい。さらに、例えば浜田市で大きな問題が起きて、当事者の意見聞きたいときに委員ではないが、会議にお呼びし、ご意見をいただける体制としたいと思っている。それを規則に定める。委員外の方を呼べる規則を定めようかと。

○委員 条例に明記することは難しいと思う。この方のご意見のとおり、差別問題をはじめとして問題がいろいろあるが、その人たちが全部手を挙げて、私が出て話します、と声を出す人たちばかりではない。さきほど補足されたようにその方たちを呼んで意見を聞く場を作ることはとても大切なことだと私は思う。

○委員長 No10 に関して何かあるか。

(なしとの声あり。)

○委員長 No.11 は、条例全般について。

○委員 全ての人権課題を解決していくということは何も解決していないことと一緒にあるとある。全てのことを解決に導くことは難しい。どれか一つに絞るとそれだけに取り組

むのかという意見が必ず出るのであらゆるものを挙げる必要がある。

○事務局 私たちが行う事業は主に啓発と教育である。令和2年に人権に関する市民意識調査を行った。インターネット、性自認・性的思考への関心が高かったことは、先ほど説明した。令和3、4年度実施した研修会や講演会では、インターネット、性的指向・性自認、LGBTに関する講演会を開催した。人権に関する市民意識調査をもとに、どれに力を入れるかを決めている。もちろん、障がい者や女性の人権も大切である。一つに絞ろうという気持ちで、今年度の事業に取り組んだ。来年度はコロナが残っている。大分日常のことになってきたので、そのテーマの講演会ができるかどうかかわからないが、市民意識調査をからもとに事業を行いたいと考えている。

○委員長 皆さんの関心が高い人権課題であるインターネット、LGBTQ等はどちらかという啓発の際に重きを置く課題として取り組んだ。その解決は、やはり相談であると。非常に傷ついた、人権が侵害された事象が起こったときの受け皿として、間口を広くして取り組み、即時対応であったり、いろんなケアを市全体として考える。その中心が人権同和教育啓発センター。例えばインターネットに関する啓発や研修であるとそれ以外の課題について相談しにくくなるかもしれないと想像する。啓発も最終的に解決に結びついていくことだと思うが、ストライクゾーンが広く全ての人権課題に向かっている。感想のような形で申し訳ない。

○事務局 委員長がおっしゃったとおりである。第6条の市の責務では「市は人権施策の推進にあたっては、他の関係機関と連携して取り組むものとする」とある。他の機関と連携をするとある。市の窓口は人権同和教育啓発センターで、そこから個別課題の対応ができる体制を整えるということを書いている。

○委員 先日第7回浜田市人権尊重のまちづくり推進大会が開催され、スマイリーキクチさんが講演した。何人の参加があったのか。

○事務局 80人弱の参加があった。

○委員 なぜ、他のイベントと同日に開催したのか疑問である。SNSがテーマなので中学生から上の年齢層をターゲットにしたのかと思ったが、今後講演会を企画するのであれば、もうちょっと小さい子向けのテーマで開催するとよいのかと。

○事務局 開催時期は、講師、会場、オープニング出演団体の都合が合うところで設定した。同日に他のイベントが重なったことは反省点である。同日に市の他の事業と重なるのは良くないと思うが、市以外のイベントの情報を得ることが難しい。スマイリーキクチさんを招くのでインターネット関連の講演を行うことに決定した。子ども向けにできたかと言われるとできなかった。テーマを中学生、高校生向けにすると、テーマを考える必要がある。また、学校ではインターネットの学習をしているので、今回は一般向けというコンセプトを持っていた。推進大会は隔年開催のため次回は2年後になる。2年後の情勢にもよるが、できれば子どもを対象にできるような、子どもから大人まで幅広く対象になるような講演会を設定したいと。

○委員長 No12 は、資料 2 の解説についてお褒めの言葉をいただいている。特によろしいか。

○事務局 今日は欠席であるが、学校関係者も委員に就任されている。わかりやすいハンドブックを作成して欲しいという意見があった。学校で子ども達に伝えるのに、よりよいものを作ってほしいということだったのでこの解説が上手く使えるかと思った。条例だけだと読まないかもしれないが、今回お褒めの言葉をいただいたので、周知する時にぜひ活用したいと思う。

○副委員長 人権同和教育啓発センターとして次年度からどう取り組むのか。福祉読本のよなものを作る予定はないのか。

○事務局 ハンドブックは作ろうと思う。その他にこの条例にある委員会の開催経費を計上している。

○副委員長 例えばBB大鍋フェスティバル、健康福祉フェスティバルといったイベントの時にブースで紹介することも一つの手と思っている。もう酸っぱいぐらいやらないと市民に伝わらない。そういったことを地道にやらないと。テレビでSNSにアップした画像から個人情報特定されることが放送されていた。SNSの危険性に個人情報特定されることがあることを学校の教育でどんどん啓発しないと。市ができることって言ったら、もう啓発しかない。条例に心の醸成だけしか謳っていないじゃないかという意見があるが啓発しかできない。行動などをうまく規制することはできない。心の教育を進めていかないと。健康福祉フェスティバルに関連した講演会もやるとか。とりあえずタイアップしてみる。根本は一緒なので。

○事務局 いろいろアイデアをいただいた。私も毎回言っているが市はPRが上手くない。広報はまだホームページ掲載以外は行ってないので、出向いて周知するところは、検討したいと思う。

○委員長 No12 についてよろしいか。

(なしとの声あり。)

○委員長 パブリックコメント対応案を確認した。他に。

○委員 パブリックコメントについて先ほどから子どもの権利のことが多く出された。児童相談所としては、やはり子どもの権利、子どもの意見を聞くことは重要な課題になっている。県も国から社会的養育を受ける子どもの意見を聞くことや方針を決定するときは子どもの意見を反映するよういわれており、子どもの意見を聞く機会を設けないといけないと思うと同時に、市民の皆さんが強く感じているところが聞けてよかった。

○委員 毎回条例に関する資料を見ながら、これをどう広げるかを考える。私の立場で困りごとや相談を受ける中で、どう広めようかと思ったときに、例えばリーフレット使って、読みやすく、子ども、障がい者、誰の目にも留まるような小さなリーフレットがあるとよい。難しい条例を一つ一つやりなさいと言っても、多分無理だと思う。そういうリー

フレットがあるとよい。今年は多分健康福祉フェスティバルも開催されると思う。そういうところで配ることは、すごくよいのではないかと。文章だと難しく理解できない。絵や漫画といったわかりやすいもので啓発するとよいと思う。鮮やかでわかりやすく誰が見ても、こんなことではいけないことがわかるようなリーフレットを作ってもらったら、すごく嬉しいと思う。

○委員 市内に 26 のまちづくりセンターがある。毎月 1 回広報誌を回覧や全戸配布している。浜田まちづくりセンターはエリアが広いので回覧になるが、必ず毎月 1 回全戸の目を通るように郵送や手配りをしている。何かそういうところをうまく活用すると広報がしやすいと思う。

○委員 パブリックコメントでご意見をいただき、第 5 回目の条例検討委員会を開催することになった。残りの事務的な対応は、事務局にお任せいただければと思う。ご協力に感謝する。この 2 年は昨年度の基本計画の策定、今年度の条例の制定に関する検討があり、委員の皆さんには大変ご協力をいただき感謝申し上げます。人権関係の大きな節目であるこの 2 年間に関わることができ、良い勉強になったと思っており、今後の取り組みにもつなげたい。

○委員 この人権尊重のまちづくり条例では、パブリックコメントにもあったとおり子どもたちにもっと知らせたい。子どもたちの権利を考えた方がよいというご意見いただき大変ありがたく思っている。私も係長時代にいじめ対策基本条例を担当した。その時に公民館にいじめ撲滅の誓いを作り、全館に置かせてもらった。また、各学校の教室に「私たちは、自分がされたり言われたりして嫌なことは、絶対人にはしません。言いません」というできるだけ短い言葉にしたステッカーを貼って周知を図った。先ほどの子どもたちに周知する話があったが、わかりやすいパンフレットがあれば学校で使うのでその辺はご心配いただかなくても大丈夫かと思う。先ほど SNS とかインターネットのいじめや中傷の話があったが、これはもう 10 年以上前から各学校や地域で問題になっていた。そういう普及啓発の講演会に P T A と一緒になって、たびたび開催している。そういう時に、こういうものがあれば、活用できると思う。

○委員長 それでは、議題 1 については、以上とする。2、その他について。

○事務局 今後のスケジュールであるが検討は今回が最後となる。条例の提案は 6 月定例会議に提出し審議される。採決は 6 月定例会議の最終日で、施行は公布の日を予定している。条例制定後は、浜田市人権尊重推進委員会が設立されるので委員の打診を行い、第 1 回の委員会の開催をしたい。その時には皆様の団体にも改めてお声掛けをするのでご協力のほどよろしく願います。

○委員長 パブリックコメントの対応の掲載予定がわかれば。

○事務局 具体的な日程は確認中であるが 6 月定例会議時を予定している。

○委員長 2 その他については以上とする。

○事務局 今日で条例の検討会は終了となる。条例検討は9月から始まり5回を重ねた。お忙しい中での開催もあったかと思う。また、検討委員会ではいろいろな意見が出され、議題も多かったが、皆さんから本当に良い意見をいただきながら、条例案がここまでできた。先ほど言いましたように、条例の制定後は委員会が発足するのでぜひ手助けをしていただけたらと思う。それでは第5回の人権尊重のまちづくり条例検討委員会を終了する。